

雇用の危機突破に関する意見書

勤労国民は、長期にわたる経済停滞の中で、4年連続の収入減、5%台後半の戦後最悪の失業率、企業の相次ぐリストラ計画の発表等、雇用と暮らしの重大な危機に陥っており、このことは地域経済にも深刻な影響を及ぼしております。

よって、政府におかれては、雇用と暮らしの危機的な事態を突破し、日本の経済社会を再生させるため、次の事項を早期に実現されるよう、強く要望します。

- 1 教育、医療、介護、環境等、社会インフラの拡充が急務な分野を中心に120万人以上の雇用をつくとともに、能力開発・再就職支援策を強化し、失業を減らすこと。
- 2 地域における雇用安定・雇用創出の取り組みに対する支援等、環境整備を行うこと。
- 3 合理的理由のない解雇に対する規制を行う法律及びパート労働者等に対する待遇改善を促進する法律を定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年3月26日

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済財政政策担当大臣